

# 一般社団法人日本側彎症学会会費規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般社団法人日本側彎症学会定款第8条の規定に基づき、会員の会費について定めるものとする。

(会費)

第2条 会員の会費は、次のとおりとする。

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| (1) 正会員 (医師) :     | 年額10、000円        |
| (2) 正会員 (医師以外) :   | 年額5、000円         |
| (3) 単年度会員 (医師) :   | 年額10、000円        |
| (4) 単年度会員 (医師以外) : | 年額5、000円         |
| (5) 賛助会員 :         | 年額一口50、000円を一口以上 |

(会費の納入期限等)

第3条 会費は、その事業年度の3月31日までに、会費の全額を納入するものとする。ただし、新規加入会員については、入会時に入会年度の会費の全額を納入しなければならない。

(規則の変更)

第4条 この規則は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

この規則は、令和2年5月28日から施行する。